

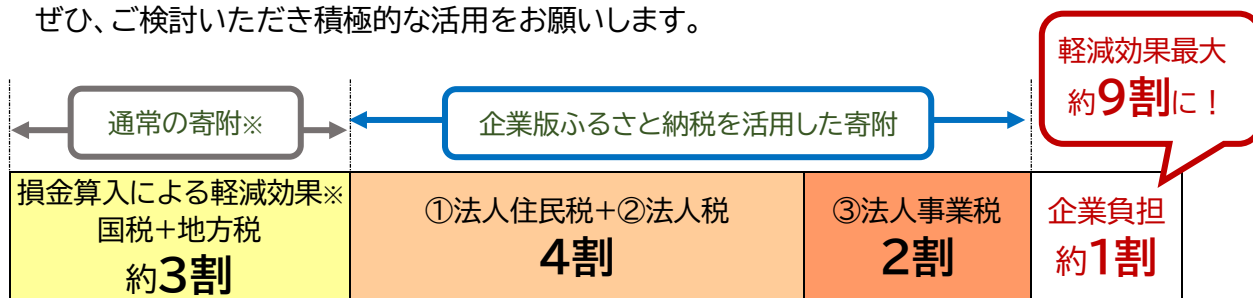
# 企業版ふるさと納税とは

企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)は、国が認定した地方公共団体の地方創生の取組に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税を税額控除する仕組みです。

通常の寄附における損金算入による軽減効果(寄附額の約3割)と合わせて、税額控除(寄附額の最大6割)により、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が寄附額の約1割まで圧縮されます。

みよし市では、地方創生に関連する事業への活用のため、企業(みよし市外に本社がある企業に限る)からの企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)による寄附を募集しています。

ぜひ、ご検討いただき積極的な活用をお願いします。



## 例

100万円寄附すると、最大で約90万円の法人関係税(法人住民税、法人事業税、法人税)が軽減されます。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税の控除額が寄附額の4割に達しない場合、その残額を税額控除(ただし、寄附額の1割を限度とし、法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

※税額控除の手続き(申告)や算出に関しては、税理士や所管する税務署へご相談ください。

## 【制度活用にあたっての留意事項】

- ◆ 本制度を活用してみよし市へ寄附ができるのは、**みよし市外に本社がある企業**です。
- ◆ **1回当たり10万円以上の寄附が対象**となります。
- ◆ 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。
- ◆ 寄附者が、暴力団その他反社会的勢力と密接な関係を有する者である場合、寄附の申込をお断りし、又は收受した寄附金を返還させていただきます。

※ 制度の詳細は、内閣官房・内閣府総合サイト内「企業版ふるさと納税ポータルサイト」をご覧ください。

## お問い合わせ



## みよし市経営企画部企画政策課

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地

TEL:0561-32-8005 FAX:0561-76-5021

E-mail:kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp

